

【太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメントに基づく提出意見及び意見に対する町の考え方】

太子町土地利用基本計画（案）に対するパブリックコメント（意見提出手続）を実施し、ご意見の概要とそれに対する町の考え方をとりまとめましたので、公表いたします。

いただいたご意見を踏まえ、今後、当該計画の改定をさらに進めてまいります。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。

*いただいたご意見は、原則として要約したものを記載しています。

- ・意見募集期間：令和4年1月4日（火）から令和4年1月25日（火）まで
- ・計画案の閲覧場所：町ホームページ、まちづくり課、各地区公民館
- ・意見提出者数：4名（A、B、C、D）、1社（E）
- ・意見数： 16件
- ・意見及び町の考え方：以下のとおり

町の考えの分類	説 明	件 数
① 案に記載済の内容です	いただいたご意見の内容は既に案に盛り込まれています	4件
② 案を修正します	いただいた意見をもとに案を修正します	1件
③ 今後の参考・検討とします	いただいたご意見は今後の参考とします	12件
	件数合計	17件

太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメント

提出者	項目	提出された意見の概要	提出された意見に対する町の考え方	分類
A		計画（案）において、「改訂」の語句が使用されているが、「改定」が正しいのではないか。	語句の意味を確認した結果、「改訂」ではなく、「改定」が正しいため、修正します。	②
A		兵庫県農地転用許可基準について ①農地所有（5条）の緩和→1a ②担い手不能面積所有の農地5条許可の停止 ④ 太子町農業委員会条例を制定を検討してはどうか。	農地の転用許可基準は、農地法に基づき兵庫県及び太子町農業委員会において決定されているものであります。農地の転用許可基準については、農地と農地以外の土地利用の調整を図るという面から適正に運用しています。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
A		兵庫県特別指定区域制度について ①構築部の道路基準の緩和 ②行程基準、達成工程期日の短縮 ③在住希望者への広告を検討してはどうか。	兵庫県特別指定区域制度では、市街化調整区域における地域の活力低下や産業衰退などの地域課題に対応するため、町又は、地域住民が中心となり地域課題の解決を目指します。将来の姿を描く土地利用計画を作成し、地域の人口維持に寄与する目的で、市街化調整区域の建築制限の緩和を目指すものです。 今回のご意見につきましては、特別指定区域制度の具体的な活用における検討内容と思われる。今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
A		農業経営基盤強化促進法について 農業振興地域整備計画のゾーニングの適正化を検討してはどうか。 参考（全国）：・農振地区 1723 万 ha ・農用地区 474 万 ha ・非線引き白地 453 万 ha ・市街化調整 380 万 ha ・市街化 145 万 ha	本計画は、農地を含めた土地利用の方針を定めるもので、農業経営基盤強化促進法に基づく農業の施策や基本方針は、太子町農業振興地域整備計画にて定めており、令和3年3月に改定されています。 本計画の作成にあたっては、農業振興地域整備計画との整合性を図り、保全する農地、土地改良事業を進めていく農地を明確に位置づけ、農地の持つポテンシャルの高いエリアを活かした区域の設定を行なっています。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③

① 案に記載済の内容です ② 案を修正します ③ 今後の参考・検討とします

太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメント

提出者	項目	提出された意見の概要	提出された意見に対する町の考え方	分類
B		<p>石海地区は、ほとんどが市街化調整区域であり現状のままの規制であれば人口の増加は望めなく少子高齢化により、このままでは自治会の崩壊の危機にあります。農地の健全な保全も当然必要であるが、高齢化による荒廃放置農地になるのは、行政・個人・自治会も困る事案であり、ほ場整備事業の推進や農地転用をしての宅地化への規制緩和をしていただきたい。</p>	<p>本計画において、市街化調整区域における少子高齢化による地域活力の低下への対策として、特別指定区域制度の活用を推奨しており、町と地元が連携し、市街化調整区域内の建築制限の緩和に努めています。</p> <p>荒廃農地の解消や、ほ場整備事業の推進、農地転用の規制緩和については、将来の農業政策を展開する中で重要なものです。</p> <p>福地地区及び老原地区は地域活力等再生エリアに設定しており、地域の活力に資する住宅や日常生活施設立地等の検討を行うとしております。</p>	①
B		<p>「（都）揖保線延長に伴う沿道土地利用の検討」も当然であるが、その道路と米田地区を結ぶ南北道路も必要ではないかと思えます。</p>	<p>本町はJR山陽本線本を挟んで、長金陸橋、太子陸橋、中道跨線橋の3本の陸橋が南北に架かっており、現在、糸井高田陸橋に工事着手しており、将来的には更に利便性が良くなり、円滑な交通網が形成されるものと考えております。</p> <p>今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	③
B		<p>石海地区の立岡地区や斑鳩地区の市街化が進み、雨が降るたびに上部からの水路に流れてくる時間が以前より早くなっています。雨水幹線沿いに「調整池」を作っていただきたい。</p>	<p>近年のゲリラ豪雨に伴う水路の越流や道路の冠水等が増加している現状は把握しており、現在、市街化調整区域内の農地を活用し一時的に雨水を貯留する「田んぼダム」を推奨しています。</p> <p>また、市街化区域においては、雨水による浸水被害が多発する区域や、緊急性を要する区域から順次雨水対策を実施しています。</p> <p>今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	③

① 案に記載済の内容です ② 案を修正します ③ 今後の参考・検討とします

太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメント

提出者	項目	提出された意見の概要	提出された意見に対する町の考え方	分類
B		網干駅周辺の自治会（竹広・蓮常寺の一部等）も市街化区域に編入したらいかがか。	本計画は、市街化調整区域における土地利用の基本方針を定めるもので、市街化調整区域内の将来の在り方や土地利用について検討するものです。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
B		この計画によって、服部町長がよく言われている「20の約束」のうちの「市街化調整区域」における家を建てられる方策の検討がかかっています。よりよい計画が出来ることを願っています。	行政、自治会、住民の皆様と連携を図り、市街化調整区域において、特別指定区域制度等を活用した持続可能な集落や地域活力の創出に向けて、地域の実情に合った秩序ある土地利用の実現を図ってまいります。	①
A		第3種農地と区分の徹底化を検討したらどうか。 ①上下水道管又はガス管が埋設されている4m以上で建築基準法の指定を受けた道の沿道区域かつ申請農地からおおむね500m以内に教育施設、医療施設、公共・公益施設が2つ以上存すること。 ②農地からおおむね300m以内に都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場施設のいずれかが存すること。 ③住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。 ④街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう）の面積に占める宅地の割合が40%を超えていること。	第3種農地の区分は、農地法に基づき兵庫県及び太子町農業委員会が農地転用の許可基準として、一般的に公表された事項となっています。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③

① 案に記載済の内容です ② 案を修正します ③ 今後の参考・検討とします

太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメント

提出者	項目	提出された意見の概要	提出された意見に対する町の考え方	分類
A		第2種農地と区分の徹底化を検討したらどうか。 ①道路、下水道、公共施設、鉄道、その他公益的施設の整備の状況からみて、太子町役場からおおむね500m以内の区域で、その規模が20ヘクタール未満であること。	第2種農地の区分は、農地法に基づき兵庫県及び太子町農業委員会が農地転用の許可基準として、一般的に公表された事項となっています。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
A		農地等の利用の最適化の推進に関する指針を検討したらどうか。 ①遊休農地の解消・担い手への農地利用の集積・集約化・新規就農参入「所有農地」を1㎡（福崎町）	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成は、太子町農業委員会において定められており、農地利用の適正化を図るという面から適正に運用しています。 今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
A		町道の整備として過去からの幅員大小の順位から基準作りをしたらどうか。	本計画は当町の市街化調整区域における土地利用の基本方針を定めるものとなります。 今回のご意見につきましては、今後の土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。	③
A		具体的な開発地域を検討したらどうか。 a 自動車専用道路に接した基準面積の集団化開発計画 b 龍田小学校西南北道路沿いの開発 c 東芝跡地また北側の開発 d 沖代線沿線（老原浄水場 消防署 福祉会館地域内、福地小学校 幼稚園域、沖代給食センター域） e 網干駅新舞子線の拡大と吉福上川原隣接域開発 f 竹広 J R 近接域開発 g 専用道阿曾ランプからの都市計画道路の廃止とその域の網干工業地帯への通勤道の整備 h 市街化地域の整備の再点検	本計画は、上位計画である都市計画マスタープランとの整合を図り市街化調整区域全域における土地利用の基本方針を定めるものです。 cの地域につきましては、本計画において、検討地域の1つとなっております。 a～hまでの他の地域に関する具体的なお意見につきましては、継続して地域活力の向上や産業振興の推進等を目指した土地利用の誘導を図るにあたり、参考にさせていただきます。	③

① 案に記載済の内容です ② 案を修正します ③ 今後の参考・検討とします

太子町土地利用基本計画（案）に係るパブリックコメント

提出者	項目	提出された意見の概要	提出された意見に対する町の考え方	分類
C		<p>交通状況の鉄道バス路線ネットワークの地図を参考に特に利用価値が高く交通の便利が良い500m、1000mの範囲は、調整区域や推進地区を完全撤廃して人を呼び込んだ方が、後人口増加になると思います。</p> <p>よほどの田んぼ持っていないと農業で食べていけないのと、兼業農家では機械代で食われてしまい、農業を片手間でするほど楽でないので益々放置の土地が増えると思います。</p>	<p>本計画は、市街化調整区域における土地利用の基本方針を定めるもので、市街化調整区域内の将来の在り方や土地利用について検討するものです。</p> <p>地域活力等再生エリアや沿道施設等誘導エリア等を活用して、適正な土地利用を図っていく計画としています。</p> <p>今回のご意見につきましては、今後の市街化調整区域における土地利用を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	③
D		<p>太子町の中心地は市街化区域となっているので、土地利用がされている。一方、中心部の東西南北は市街化調整区域が多く、田畑の作付けが多い。</p> <p>そのため制限が厳しく、土地利用がされていないため、市街化調整区域は経済的に成り立たない。</p> <p>よって、ハザードマップ等で問題がないところは、土地の有効活用や時代の流れで状況が変わっていることから、市街化区域にしてほしい。</p>	<p>本計画は、市街化調整区域の土地利用についての基本方針を定めたものです。災害ハザード区域においては、建築制限を設けるなど考慮しつつ、農地等守るべき土地と産業系等を誘導する区域を明確にし、特別指定区域制度等を活用しながら、地域活力の向上や産業振興に繋がる土地利用の誘導を図っていきたいと考えています。</p>	①
E		<p>産業振興と太子町に住んで働ける就労支援を図るための産業拠点の確保に向けて、大規模工業団地や流通団地用地を作ってほしい。</p> <p>太子町の都市計画用途は住居系のため、人口はほぼ横ばいで推移しているが、企業が進出できる都市計画用途がないため、企業を誘致することができていない。</p> <p>特別指定地区の用地もほぼ埋まっている。太子町は産業地として高いポテンシャルをもっている。</p> <p>産業振興と太子町に住んで働ける就労支援を図るた</p>	<p>当町は、周辺都市のベッドタウンとして発展し、人口減少が著しい昨今においても、人口を維持しています。また、交通の利便性など良く、産業地として高いポテンシャルを持ち、インター付近においては、特別指定区域を活用し、流通業務エリアの整備が進められています。</p> <p>一方、企業や工場を誘致する用地は、少ない現状となっているため、本計画において、当町の市街化調整区域全域における土地利用の基本方針を定め、市街化調整区域の利活用や産業系誘導区域を設定し、進めているところです。</p>	①

		め、産業拠点を形成する地区計画を定めてほしい。	頂いたご意見につきましては、今後、特別指定区域制度や地区計画制度を活用した土地の利活用を検討する中で、進めてまいります。	
--	--	-------------------------	--	--

- ① 案に記載済の内容です ② 案を修正します ③ 今後の参考・検討とします